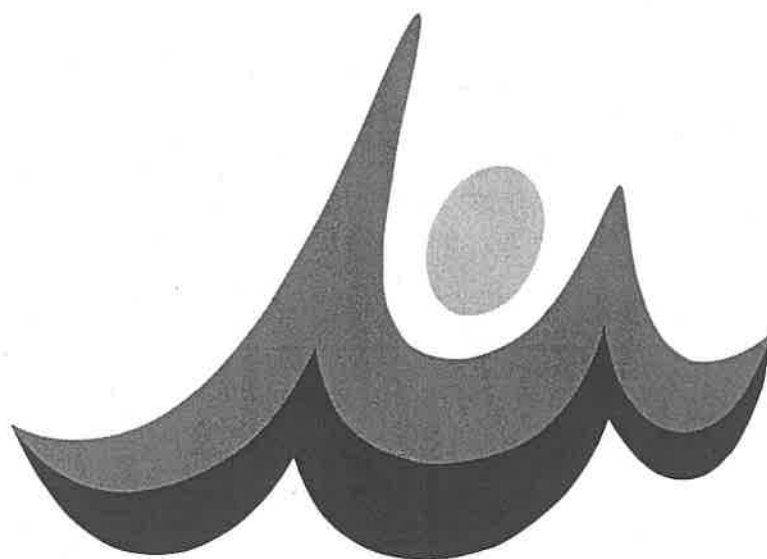


令和3年度
雲仙市補正予算（案）資料

（第14回補正）



<資料の目次>

	ページ
令和3年度第14回補正予算（案）の概要	1
一般会計補正予算（第14号）	2

長崎県 雲仙市

令和3年度第14回補正予算（案）の概要

令和4年2月1日
雲仙市総務部財政課

1 今回補正額 (単位：千円)

会計名	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)
一般会計	36,935,187	755,931	37,691,118	△ 4.3
合計	48,282,219	755,931	49,038,150	△ 3.4

※1 対前年度同期比は、補正後予算額の比較

※2 合計欄の補正前・後予算額には、今回補正を行わなかった会計分を含む

2 今回補正の内容

〈歳入歳出予算〉

〔今回補正額〕 〔予算計上区分〕

①一般会計

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	669,714千円	新規
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	10,351千円	新規
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	1,276千円	新規
感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業	74,590千円	追加

〈繰越明許費〉

①一般会計 追加2件（住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業ほか585,401千円）

3 今回補正の留意点

- ① 新型コロナウイルス感染症対策経費を計上
- ② 年度内に完了しない見込みの事業について繰越明許費を計上

●一般会計（第14号）	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)	※再掲
	36,935,187	755,931	37,691,118	△ 4.3	

補正予算の項目

〈歳入〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規	／	予算書 ページ
1	11 地方交付税	普通交付税	9,981,119	3	9,981,122	財政課		／	11
2	15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	402,337	13,328	415,665	財政課		／	12
3	15 国庫支出金	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	0	669,712	669,712	保護課	○	／	12
4	15 国庫支出金	保育士等処遇改善臨時特例交付金（保育士・幼稚園教諭等）	0	10,350	10,350	子ども支援課	○	／	12
5	15 国庫支出金	保育士等処遇改善臨時特例交付金（放課後児童支援員等）	0	1,276	1,276	子ども支援課	○	／	12
6	16 県支出金	長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金	231,838	61,262	293,100	商工労政課		／	13

〈歳出〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規	総合 計画	予算書 ページ	本資料 ページ
7	3 民生費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	0	669,714	669,714	保護課	○	1	17	3
8	3 民生費	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	0	10,351	10,351	子ども支援課	○	1	18	4
9	3 民生費	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	0	1,276	1,276	子ども支援課	○	1	18	5
10	7 商工費	感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業	231,838	74,590	306,428	商工労政課		2	19	6

※No.7及びNo.10には、職員人件費を含む。

【雲仙市総合計画における基本方針】

1 暮らしと安心 2 産業と交流 3 社会基盤と環境 4 人財と郷土 5 協働と戦略

一般会計(3 民生費)

1 暮らしと安心

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業【新規】

●事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活・暮らしを支える観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。直接的影響は少ないものの、国の施策により生活保護世帯を含む。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
0	669,714	669,714

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	その他	一般財源	
669,714	669,712					2 需用費 1,684
(669,714)	(669,712)				(2)	2 役務費 6,358
(財源割合)	(100%)					委託料 10,904
						(2) その他 8,768
						負担金、補助及び交付金 642,000

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

(1) 支給対象者 令和3年12月10日(基準日)において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の①又は②に該当する世帯の世帯主 ①令和3年度分の住民税が非課税である世帯 ※ただし、住民税が課税されている方に扶養されている親族のみで構成されている世帯は除く ②令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯
(2) 支給対象世帯数 ①6,000世帯+②420世帯=6,420世帯
(3) 支給額 1世帯当たり10万円
(4) 支給方法 ①の世帯は、確認書を送付し、3月から支給予定(申請不要) ②の世帯は、申請受付後に支給予定

●事業担当課 健康福祉部 保護課

一般会計(3 民生費)

1 暮らしと安心

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業【新規】

●事業目的

新型コロナウイルス感染症対策の最前線において働く、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に向けて、賃上げ効果が継続される取組を行う保育所等に対して補助を実施。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を行うため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
0	10,351	10,351

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	その他	一般財源	
10,351	10,350				1	負担金、補助及び交付金 10,351
(10,351)	(10,350)				(1)	
(財源割合)	(100%)					

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

(1) 処遇改善の対象 保育所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）
(2) 事業内容 令和4年2月から3月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う保育所等に対して、当該賃金改善を行う費用を補助する。
(3) 補助額の算定 補助基準額（月額）×令和3年度年齢別月平均利用児童数（見込）×実施月数

●事業担当課 健康福祉部 子ども支援課

一般会計(3 民生費)

1 暮らしと安心

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業【新規】

●事業目的

新型コロナウイルス感染症対策の最前線において働く、放課後児童クラブの支援員や補助員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事業所に対して補助を実施。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく放課後児童クラブの支援員や補助員等の処遇改善を行うため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
0	1,276	1,276

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	その他	一般財源	
1,276	1,276				0	負担金、補助及び交付金 1,276
(1,276)	(1,276)					
(財源割合)	(100%)					

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

(1) 処遇改善の対象 放課後児童クラブに勤務する支援員や補助員等の職員
(2) 事業内容 令和4年2月から3月までの間、職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行う費用を補助する。
(3) 補助額の算定 補助基準額(月額) × 賃金改善対象者数 × 実施月数

●事業担当課 健康福祉部 子ども支援課

一般会計(7 商工費)

2 産業と交流

感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業

●事業目的

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加に歯止めがかからないため、感染拡大防止を目的に県が発した夜8時までの営業時間短縮の要請に協力した飲食店等に対し、協力金を支給する。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 県の営業時間短縮要請に伴い、市町において協力金を支給するため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
231,838	74,590	306,428

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	諸収入	一般財源	
74,590	13,328	61,262				報償費 74,440 役務費 150
(306,428)	(13,328)	(293,100)				
(財源割合)	(4%)	(96%)				

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

①要請期間	令和4年1月28日(金)～2月13日(日)【第4期】
②対象地域	市内全域
③対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 具体例…居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等
④協力金	要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗を対象に、協力金を支給 中小企業:売上高に応じて1日30,000円～100,000円等

●事業担当課 観光商工部 商工労政課

